第68回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第68回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。 本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者 が評価, 監視するものです。

[議事概要]

開催日時	2021年10月19日(13時54分~15時54分)		
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室		
出席委員	小林誠治 (委員長), 齊藤浩司, 榊原渉, 塩田克彦, 關豊, 渡部正 (五十音順)		
議 題	 前回委員会議事録(案)の承認 事例審議 自主調査:配管用炭素鋼鋼管(ガス管)白管ねじなしSGP(東京) (2) 受託調査:オープンシールド工法用特殊配筋 RC ボックスカルバート(秋田) 		

[議事要旨]

議題・質問	説 明 · 答 弁
1. 前回(第67回)委員会議事録(案)の承認	○事前に配付した議事録(案)について確認、承認された。
2. 事例審議 (1) 自主調査「積算資料」9月号より,配管用炭素鋼 鋼管(ガス管)白管ねじなしSGP(東京)について審議。	○ (説明) 配管用炭素鋼鋼管 (ガス管) 白管ねじなし SGP (東京) の概要を説明した後, 調査総括表, 調査 情報票等に従って調査プロセス, 調査結果等を説明。
○ガス管の各種類のうち、「白管ねじなしの流通量が 多い」とあるが、その根拠をグラフ等で示すとわか りやすい。	○資料作成において今後留意したい。
○ベース規格の白管ねじなし25Aを聞き取り調査の対象としている一方、補足調査では白管ねじつき20Aを対象としている理由は。	○過去の補足調査において当該規格の回答率が最も高かったため。補足調査は価格動向を把握する目的で行っており、回答数の確保を最も重視している。
○規格により価格動向が異なる可能性もあるため、補 足調査の対象もベース規格にそろえた方がよい。	○今後検討したい。
○価格判定会議における妥当性の確認はどのように 行っているのか。	○価格判定会議に出席する各調査員が得た情報を交換 することによって妥当性を確認している。
○例えば kg 当たり価格による比較など、異なる視点 による分析で妥当性の確認が可能であれば検討して ほしい。	○今後検討したい。
○調査母集団から調査対象を選定する際の基準は。	○売上高,鋼管販売量,取り扱いメーカー,調査への協力度などを基準にしている。
○毎月同じ業者を調査対象としているのか。	○原則同じだが、売上高の増減や鋼管の取り扱い状況 によって見直しを行う。

議 題 · 質 問	説 明・答 弁
○1次店が設定する希望販売価格表は業界統一か。	○各社により異なる。
○1次店の希望販売価格と実勢価格に乖離が大きい理 由は。	○過去の希望販売価格の値上げが必ずしも実勢価格に 浸透しなかった結果, 乖離が大きくなっている。
○ベース規格以外の価格はどのように決定しているか。	○希望販売価格表にベース規格と同じ販売掛け率を適用して決定している。
○全規格の掛け率について確認したことが資料に記載されているとよい。	○資料作成において今後留意したい。
○値上げなどにより希望販売価格が変われば、その時の実勢価格に応じて掛け率も変わるという認識でよいか。	○そのとおり。
○白ガス管と黒ガス管のm当たり価格は、製造工程の 多い白ガス管の方が高いという認識でよいか。	○そのとおり。
○最頻値への集中度が低かった場合,平均値により価格を決定することはあるか。	○平均処理はせず、原則、最頻値により決定している。
(2) 受託調査「オープンシールド工法用特殊配筋 RC ボックスカルバート」(秋田) について審議。	○ (説明)「オープンシールド工法用特殊配筋 RC ボックスカルバート」(秋田)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。
○調査母集団として全国の業者が記載されているが, 実質的な調査母集団は秋田県内に納入可能な業者に 限定されるのではないか。	○そのとおり。
○通信(書面)調査と聞き取り調査は実施するタイミングが異なるのか。	○はじめに通信(書面)調査を実施し、その回答をも とに聞き取り調査を実施している。
○半数以上の会社で価格データが同じになっている理由は。	○聞き取り調査により、結果的に価格データが同程度の水準に収れんされたものと考えている。
○価格データがばらついた場合、どのように価格決定するか。	○各社のシェア、納入実績、地域性などを考慮し、総 合的に判断して決定する。
○過去の調査結果(同一製品の規格違い)について, 需要者側に購入価格の実績調査を行ったことによ り,何が確認できたのか。	○過去の調査結果と需要者側の購入価格が同水準で あったことからも、調査の妥当性が確認できたと考 えている。
○品名に「特殊配筋」とあるが、標準配筋との違い は。	○標準的なボックスカルバートの配筋に比べて鉄筋量 が多く, 鉄筋径も異なる。
○生産コスト動向や運搬コスト動向を聞き取っている のであれば、その結果が価格決定にどう影響してい るのか付記してほしい。	○資料作成において今後留意したい。
○参考として kg 当たり価格の記載があるが、m³当たり価格という見方はしないのか。	○コンクリート二次製品については、m³当たり価格よりもkg当たり価格を参考にしている。
次回委員会の確認	4月22日頃を予定

価格調查評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査につい て、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査 評価監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
 - 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうち から委員会が選定する。
 - 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理 事が委嘱する。
 - 2 委員会は,委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

- 第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表 理事に対し報告する。
 - 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
 - 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができ

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。 この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿(五十音順)

小林 誠治 (一財) 公会計研究協会 参与

齊藤 浩司 齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士

(株) 野村総合研究所 コンサルティング事業本部 主席コンサルタント 榊原 渉

日本メックス(株) テクニカル・アドバイザー (公社)日本建築積算協会顧問 塩田 克彦

關 豊 AZ サーベイ (株) 執行役員技師長 博士 (工学)

日本大学 生産工学部 土木工学科 特任教授 博士 (工学) 渡部 IE.